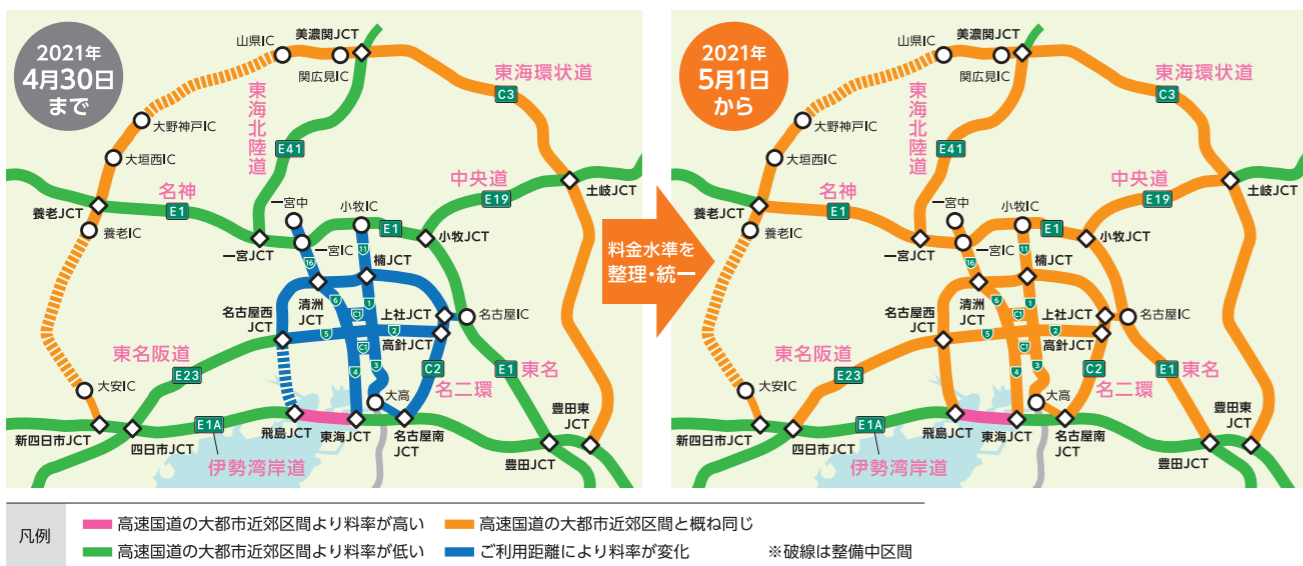


# 新料金概要

2021年5月1日から中京圏の高速道路料金が変わります。

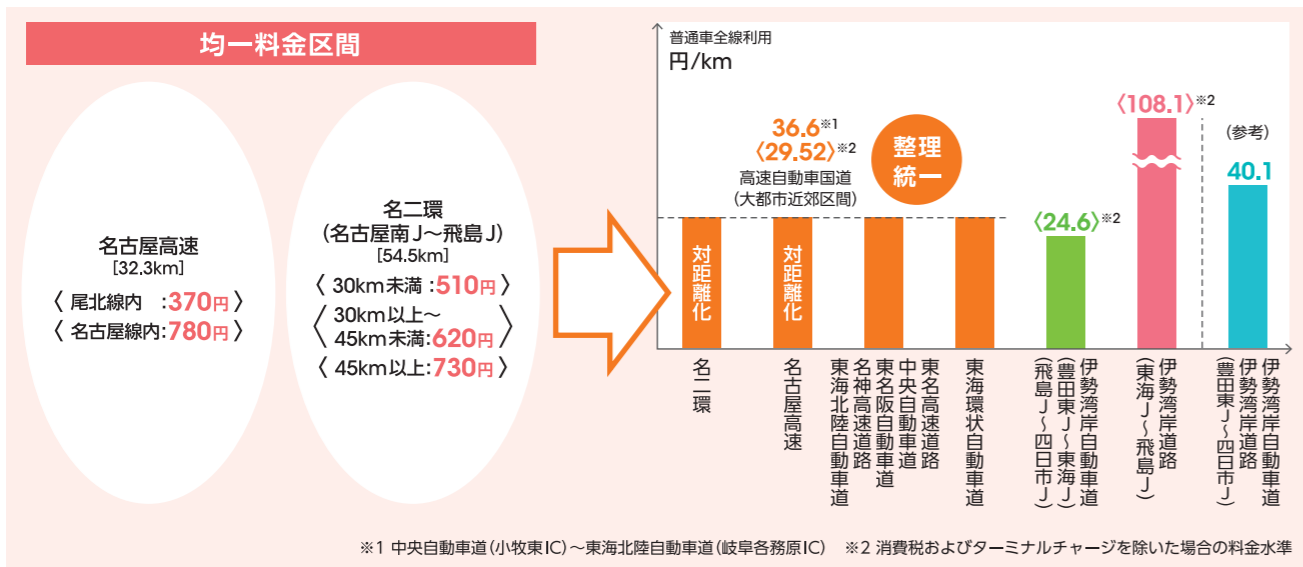
**E1 東名、E1 名神、E19 中央道、E23 東名阪道、E41 東海北陸道、C2 名二環、C3 東海環状道、名古屋高速の料金水準を、「高速自動車国道の大都市近郊区間」の水準に統一します。**



名二環と名古屋高速の料金は、ご利用距離に応じた料金に変わります。

※現金車などは入口からご利用できる最大料金となります。

- これまでの均一料金からご利用距離に応じた料金となります。
- 名古屋高速の料金車種区分は、2車種区分から5車種区分へ変わります。



各路線の具体的な高速道路料金はP.05~P.08をご覧ください。

# 経路によらない同一料金概要 ETC車

起終点間の最短距離を基本とする料金へ。

(1) 都心部を經由・迂回する場合

- 名二環、東海環状道の利用が料金の面で不利にならないよう、経路によらず、起終点間の最短距離を基本とする料金とします。ただし、都心部経由の料金の方が高い場合には、都心部経由の料金は引き上げません。

※都心部... C2名二環より内側(名古屋高速道路公社が管理するC1都心環状線、U楠線、E2東山線、E3大高線、E4東海線、E5万場線、E6清須線)

都心部を經由しない料金(2)(3) > 都心部経由の料金(1)

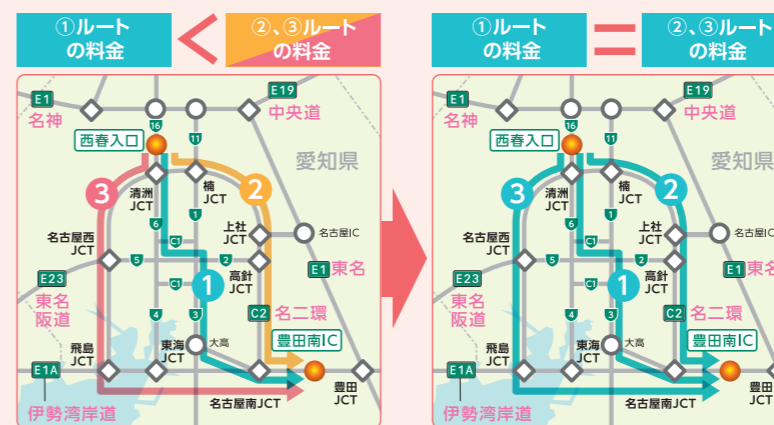
となる場合、都心部を經由しない料金を都心部経由の料金へ引き上げ

都心部を經由しない料金(2)(3) ≤ 都心部経由の料金(1)

となる場合、いずれの料金もそのままの料金



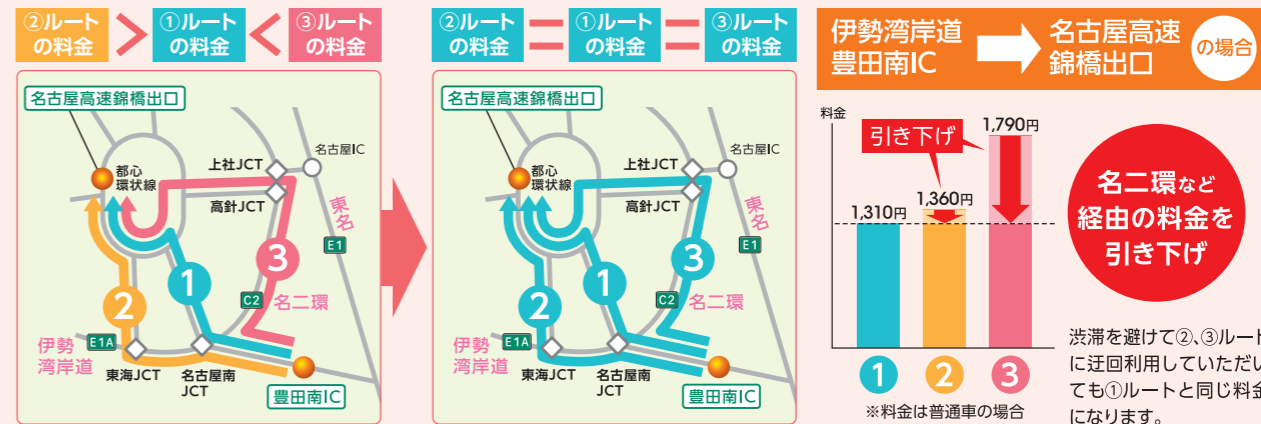
東海環状道・名二環などを利用して迂回しても不利な料金にならない!



(2) 都心環状線の出入口を利用する場合

- C1 都心環状線の4つの出入口の流入出に関して、名二環などを利用してジャンクションを一つ迂回しても料金の面で不利にならないよう、起終点間の最短距離を基本とする料金になります。

都心部への流入出では名二環などを迂回しても不利な料金にならないため、混雑を避けたルートを選択できる!



経路によらない同一料金についてはP.09~P.15をご覧ください。